

平成 16 年 4 月 28 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行
株式会社 奈良銀行
松井証券株式会社

りそなグループ 4 銀行と松井証券における
銀行窓口での証券口座開設申込書受付に関する業務提携について

りそな銀行（社長 野村 正朗）、埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）、近畿大阪銀行（社長 水田 廣行）、奈良銀行（社長 野村 正雄）（以下「りそなグループ 4 銀行」という。）と松井証券（社長 松井 道夫）とは、銀行窓口での証券口座開設申込書の受付に関して業務提携し、下記の通り、りそなグループ 4 銀行の窓口で松井証券の口座開設申込書受付サービスを行うことを決定いたしました。

今回の提携により、貯蓄から投資、個人投資家層の裾野拡大といった大きな流れの中で、証券口座開設の受付窓口が大きく拡大いたします。そのため、株式投資ニーズのあるお客さまにとっては、これまで以上にサービス・利便性が向上するものと考えております。

記

1. サービスの内容

平成 16 年 5 月 6 日（予定）より、りそなグループ 4 銀行のそれぞれの営業店窓口において、松井証券の証券取引口座開設申込書の受付を行います。

これにより、りそなグループ 4 銀行の約 600 店舗において、証券取引ニーズのあるお客さまに証券会社の口座開設の利便性を提供することが可能になります。また、松井証券にとっても、りそなグループ 4 銀行の店舗網（約 600 店舗）顧客基盤（約 1,400 万口座）を活用した口座開設が可能となります。

2. 業務提携の内容

りそなグループ 4 銀行は、松井証券から以下の通り証券取引口座開設に関わる書類の受付事務を受託します。なお、本件業務提携は、証券仲介業に該当するものではなく、現行の証券取引法及び銀行法の枠内で実施いたします。

営業店窓口での証券口座開設書類の備え置き

営業店窓口での証券口座開設書類の受付

ポスター、チラシの掲示、設置等

口座開設書類の松井証券への送付

松井証券では、りそなグループ 4 銀行から受け取った口座開設書類の審査と本人確認を行った後、申込みをされたお客さまに対し口座開設完了のご連絡を行います。

3.本件業務提携の狙い

りそなグループ4銀行の約600店舗を通じて、近くに証券会社がないお客さま、株式投資を始めたいお客さまにとって、普段使いなれた銀行の店舗で証券会社の口座を開設できる利便性を提供することで、ニーズにお応えすることが出来、新たな収益獲得機会につなげることが可能になります。

また松井証券にとっては、ネット専門証券ながら、りそなグループ4銀行の店舗を活用することで新たな顧客獲得の機会が拡大します。

以上

< 本件に関するお問い合わせ先 >

りそなホールディングス	広報部（東京本社）	TEL.03 - 5223 - 5078
	広報部（大阪本社）	TEL.06 - 6264 - 5685
	広報部（埼玉分室）	TEL.048 - 835 - 1524
松井証券	経営企画部	TEL.03 - 5216 - 0666

< 参考資料 >

口座開設業務の窓口受付に関する業務提携の具体的内容

(参考資料)

口座開設業務の窓口受付に関する業務提携の具体的内容

インターネット専門の証券会社とのお取り引きを始めるお客さまが口座開設手続きをする際に、これまでのインターネットを通じた口座開設申込みだけでなく、りそなグループ 4 銀行の店舗を利用した対面チャネルでの口座開設申込みもご利用いただけるというものです。

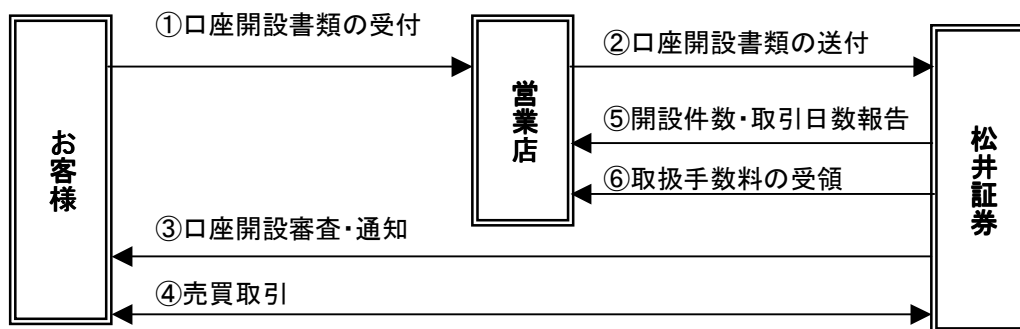
1. 松井証券からりそなグループ 4 銀行が受託する業務

- (1) 営業店舗窓口での証券口座開設書類の備え置き
- (2) 営業店舗窓口での証券口座開設書類の受付
- (3) 書類の有無、記入漏れのチェック（口座開設の審査は松井証券が行う）
- (4) 本人確認書類の受付（本人確認は松井証券が行う）
- (5) 松井証券への書類送付
- (6) 松井証券の業務内容に関する説明（お客さまから問い合わせがあった場合に実施する）

2. 松井証券から受け取る対価

- (1) 口座開設が完了した口座数に対して 1 口座当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料（1 口座 3000 円）を受領する。
- (2) 上記口座で有価証券の売買を行った場合、取引の金額・回数にかかわらず、取引のあった日数に対して 1 日当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料（1 日 1000 円）を受領する。

<口座開設業務の窓口受付の流れ>



3. 法律上の位置付け

- ・証券取引法第 65 条第 1 項は、銀行が証券業を行うことを禁止しております。しかし、今回の業務提携は勧誘行為を行うものではなく、単に口座開設書類の受渡事務を行うものです。従って、金融庁の事務ガイドライン（証券会社等の監督関係）7-2-1(1) にある「勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務」の範疇であり証券業には該当しないと考えております。また、りそなグループ 4 銀行は証券取引の「媒介」を行うものではありませんので、証券仲介業にも該当しません。
- ・銀行法第 10 条 2 項は、銀行が「その他銀行業に付随する業務」を行うことができる旨規定しています。金融庁の事務ガイドライン（預金取扱い金融機関関係）1-7-4(1)によれば、「その他銀行業に付随する業務」は「勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に対し紹介する業務」も含むとされており、今回の業務提携は、同ガイドライン 1-7-4(3)の要件も満たしているため、銀行法第 10 条 2 項の「その他銀行業に付随する業務」に該当すると考えております。

4. 勧誘行為の防止策等

- ・口座開設に関する勧誘行為については、口座開設申込み時点で、りそなグループ 4 銀行がお客さまに勧誘行為を行っていないことを確認するため、口座開設申込み時にお客さまから「口座開設について、勧誘行為を受けない」旨の書面をりそなグループ 4 銀行に差入れていただきます。
- ・取引日数に対する取扱手数料は、1 日当たりの定額制を採用しております。取引金額又は取引回数に応じた報酬の場合、銀行の営業担当者が証券取引を勧誘するインセンティブとなる可能性があります。定額制の場合は、いかに取引金額が大きくても、いかに取引回数が多くても一定額以上の取扱手数料とはなりませんので、勧誘行為を排除することができると考えております。また、当該取扱手数料は支店収益として評価せず、本部収益として計上しますので、各支店においても証券取引を勧誘するインセンティブが働き難いと考えております。

- ・りそなグループ 4 銀行は、コンプライアンスマニュアルを制定し、その中で証券取引の勧誘行為が法令違反になることを説明しております。各支店にはコンプライアンス責任者が配置されており、違反行為があった場合には直ちにコンプライアンス部門への報告がなされる体制を整えております。このような内部管理体制により、銀行による証券取引の勧誘行為を排除できるものと考えております。また併せて、りそなグループ 4 銀行では独占禁止法遵守マニュアルを制定しており、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等に対しても、法令の厳正な遵守に向けた態勢整備を図っております。

5. 個人情報の取扱い

- ・口座開設書類の原本は松井証券に送付いたしますが、その写しをりそなグループ 4 銀行において保管します。銀行の業務のために個人情報を利用することにつき、予めお客さまから書面によりご同意をいただきます。なお、りそなグループ 4 銀行ではグループ情報管理規程を制定し、お客さまの情報管理について具体的な取扱い基準を定め、その周知徹底についての検証態勢を整えております。
- ・松井証券は、お客さまが行った有価証券の取引に関する情報を一切開示しません。ただし、取扱手数料の計算や分析のために、支店毎の口座開設件数と取引日数の報告を行います。この場合も、個人情報保護法の問題を考慮して、特定の個人を識別できないよう十分な配慮をいたします。

以上